

議員提出第五号議案

がん治療費の軽減を求める意見書

がん治療に係る費用については、他の疾病と同様に基本的には保険診療の対象とされている。

しかし、一部の医療については、保険診療と自由診療の併用（先進医療）とされている。このため、入院等の一般的な治療と共通する部分は保険給付の対象となり通常三割負担となるが、例えば先進医療である重粒子線治療等の部分は自由診療となるため、多額の自己負担が生じている。

先進医療には現在有効と考えられている大多数の治療方法が包含されており、先進医療の利用によりがんに関する効果があると認められる治療はほとんど受療できることとなっている。

このように、治療方法の進歩とともにがん患者の治療方法の選択肢は広がったものの、先進医療の多くが高額なため、患者の治療費負担が重く、有効な治療の受療をためらう患者が多くなっている。

また、保険給付に係る患者の自己負担部分については、高額療養費制度による助成があり、加入者の年齢や所得に応じて上限が定められているが、治療が長期になれば負担が大きくなり、治療の継続を困難にしている。

そのため、国民の生命と健康にとって重要な課題となっているがん対策について、その予防とともにがん治療を受けやすい制度の構築が重要である。

よって、国会及び政府におかれては、がん患者の経済的負担の軽減を図るよう、次の事項について強く要望する。

- 一 がん治療に関する先進医療の保険診療化を推進すること。
 - 二 高額療養費の自己負担限度額を引下げること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅直人殿
財務大臣 野田佳彦殿
厚生労働大臣 細川律夫殿